

確定申告

申告は、正しくお早めに

2.16(火) ▶ 3.15(火)

(土曜日・日曜日を除く)

受付: 午前8時～午後4時
申告相談: 午前9時～

ご不明な点など、
お気軽にお問い合わせください。

▶ 豊橋税務署
☎(0532)52局6201

▶ 税務課
☎23局3509
FAX 23局0180

所得税

個人が1月から12月までの1年間に得た所得にかかる国の税金です。

復興特別所得税

平成25年分から平成49年分までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

《確定申告が必要な方》

① 事業所得や不動産所得のあった方、
公的年金等の収入金額が400万円を超えた方、公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、その他の所得が20万円を超えた方、土地や建

物を売った方、源泉徴収税額有りの特定口座以外で株式等を譲渡し利益があった方などのうち、平成27年中の所得が所得控除の合計額を超えた方

② サラリーマンで、給与の年収が2000万円を超えた方、2力以上から給与を受けた方、給与所得以外の所得が20万円を超えた方

《確定申告に必要なもの》

① 印鑑（新規に口座振替での納税を申し込む場合は通帳印）
② 申告書またはお知らせガキ（届いた方）
③ 控除証明書（社会保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など）

④ 源泉徴収票（金額の多少に関わらず、複数枚ある場合はすべて）
⑤ 收支内訳書（営業・農業・不動産収入がある方のみ。平成26年分收支内訳書の控え、平成28年度分償却資産申告書の控えも併せて持参）

⑥ 固定資産税課税明細書（営業・農業・不動産など、固定資産税を経費とする事業収入がある方のみ。平成27年5月に送

付済み）
⑦ 医療費の領収書と、保険などで補てんされた金額がわかるもの（医療費控除を受ける方のみ）
⑧ 上場株式配当等の支払通知書または特定口座年間取引報告書
⑨ 本人名義の口座番号がわかるもの（通帳など）

《申告すると税金が戻る場合》

次のような場合には、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっていることがあり、確定申告をすることで還付を受けることができます。

① サラリーマンの方で、年の途中で退職し、年末調整を受けなかった場合

② 医療費を多く支払った場合（医療費控除）
③ マイホームを住宅ローンなどを利用して取得した場合（住宅借入金等特別控除）
④ 災害や盗難に遭った場合（雑損控除）
⑤ 予定納税をした場合

※ ①・②は、2月1日（月）から豊橋税務署および市役所税務課で還付申告を受け付けています。

所得税および復興特別所得税の確定申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載もれのないよう、ご注意ください。

《ふるさと納税による寄附金控除》

平成27年4月以降にふるさと納税をし、ワンストップ特例の申請をされた方でも、6団体以上の自治体にふるさと納税を行った方や、5団体以内

であつても医療費控除などの確定申告を行う場合には、ワンストップ特例を受けることができません。ふるさと納税についての控除を受けるためには、これまで同様に確定申告を行う必要があります。

《その他の申告》

豊橋税務署では、個人事業者の消費税および地方消費税の申告を3月31日（木）、贈与税の申告を3月15日（火）まで受け付けています。

《申告書は自分で記入を》

申告書の記入は難しいものではありません。ご自身の税を理解するためにも、ぜひ自分で書いてみましょう。申告書は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) から作成できます。また、e-Tax（電子申告）による送信もご利用いただけます。

《休日における確定申告の受付》

豊橋税務署では、申告期間中の休日（2日間）に確定申告の相談・申告書の受付を行います。

● 日時 2月21日（日）・2月28日（日）
午前9時～午後5時（申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお願いします）

● 場所 豊橋税務署（豊橋合同庁舎内）

※ 詳しくはお問い合わせください。

▼ 豊橋税務署

☎(0532)52局6201